

2021年（令和3年）4月15日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木尉久様

株式会社神戸新聞社
執行役員販売局長 田畠道昭



回答書

拝復 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴法人から頂戴した2021年（令和3年）3月20日付申入書について、以下のとおりご回答申し上げます。

第1 申入れの趣旨に対するご回答

お申し入れにかかる契約条項につきましては、法令に抵触するものではなく、削除する必要はないものと思料しますが、購読料の改定に関しましては、購読者のご理解とご同意を得るよう引き続き努めて参ります。

また、神戸新聞販売店等の販売業者に対しましては、購読料の改定に関して購読者のご理解とご同意を得るよう務めるとともに、購読者からの解約を不当に制約することのないよう、引き続き要望して参ります。

第2 申し入れの理由に対するご回答

1 貴法人のご指摘のとおり、「神戸新聞購読申込・契約書」には、「購読料の改定が行われた場合は新購読料とさせていただきます。」との条項（以下「本件条項」といいます。）が印刷されております。

2 貴法人からは、本件条項が消費者契約法10条に反するとのご指摘を頂戴しております。

しかし、同条該当性につきましては、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考慮して、当該条項が信義則に反するほどに消費者の利益を一方的に害するといえるか否かという観点から判断されるべきものです。

かかる観点から検討するに、当社発行の神戸新聞に係る新聞購読契約は、購読者に対し、本件条項を含む契約条項を十分にご説明のうえ、ご理解いただいたうえで締結していただいております。また、本件条項は、購読料の改定がなされた場合に新購読料が適用されるというものであり、購読者の権利を不当に制約し、又は購読者に不当に義務を課すという性質のものとは解しがたいところです。

次に、今般の新聞購読料の改定につきましては、27年間にわたって据え置いてきた本体価格を4037円から4400円に改定させていただくというものであり、新聞製作や個別配達にかかる経費が上昇するなか、新聞発行と個別販売網を維持するために必要かつ合理的な範囲で実施したものであります。また、かかる購読料改定の経緯、内容につきましては、当社の紙面及びNEXTにおいて詳細にご説明申し上げ、かつ、購読者の皆様に対し、「購読料改定のお願い」を交付申し上げてご理解をお願い申し上げてきたものです。このように、今般の新聞購読料の改定に関しましては、必要かつ合理的な範囲のものであり、交渉力の格差を用いて行われたものではなく、また、改定に先立ち、購読者の皆様に対して可能な限りの情報提供に努めてきたものであります。

以上の諸事情に鑑みれば、本件条項は、信義則に反するほどに消費者の利益を一方的に害するものとはいはず、消費者契約法10条に該当するものとは解されません。

3 なお、貴法人からは、販売業者に対する指導に関するお申し入れも頂戴しております。

この点に関し、神戸新聞販売店等の販売業者は、当社とは独立した事業者として、自主的に、法令等を遵守して適切に新聞販売事業を営んでいるものと認識しております。

当社としては、神戸新聞販売店等に対し、今般の購読料の改定に関して購読者のご理解とご同意を得るよう務めるとともに、購読者からの解約を不当に制約することのないよう、引き続き要望して参ります。

4 以上のとおり、当社と致しましては、本件条項につきましては、法令に抵触するものではないと思料しております。また、今般の購読料改定に関しましては、今後とも、きめ細やかな説明と報提供を行い、購読者のご理解とご同意を得るよう務めて参る所存です。

敬具